



15 久保総第 158 号
平成 15 年 5 月 19 日

各関係機関の長 殿

久留米保健福祉環境事務所長
(総務企画課企画指導係)



久留米地区健康危機管理体制について（照会）

地域保健対策の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、久留米地区の健康危機管理体制や関係機関の連携体制については、関係機関の御理解、御協力のもと久留米保健所運営協議会救急医療部会において整備、強化を図ってきたところです。また、健康被害の発生予防及び健康危機発生時における被害拡大防止等を速やかに行うことの出来るよう「久留米地区健康危機管理マニュアル」（別添）を作成し、必要に応じ見直しを行っているところです。このマニュアルでは、各関係機関の連絡窓口一覧を作成しておりますが、各機関の連絡窓口について変更が生じている可能性がありますので再確認させていただきたいと思います。

つきましては、御多忙中恐れ入りますが、平成 15 年度の連絡窓口一覧に変更がございましたら、別紙様式にて 5 月 30 日（金）までに御回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、現時点での各機関の連絡窓口一覧については別紙のとおりです。

各機関連絡窓口一覧

(NO1)

	組 織 名	電話番号 F A X 番号	平日夜間・日祝日連絡先
保 健 所	久留米保健所	0942-30-1044 37-1973	092-471-0264 トステム株式会社
	時間外直通電話	0942-35-8352	
	支 所 浮羽支所	09437-5-2141 6-4332	
	三潞支所	0944-87-2174 86-6419	
警 察 署	久留米警察署 生活経済係	0942-38-0110 (電話との切替)	
	小郡警察署 生活安全係	0942-73-0110 (電話との切替)	
	吉井警察署 生活安全係	09437-6-5110 (電話との切替)	
	城島警察署 生活安全係	0942-62-1110 (電話との切替)	
	大川警察署 生活安全係	0944-88-0110 (電話との切替)	
消 防 署	久留米市消防本部	0942-38-5151 32-4603	
	大川市消防本部	0944-88-1145 88-1799	
	三井消防署	0942-72-5101 72-5948	
	浮羽消防署	09437-2-4193 3-2961	
	三潞消防署	0942-62-2185 62-5277	
救命救急 センター	久留米大学高度救命救急センター	0942-35-3311 38-9636	
医 師 会	久留米医師会 事務局	0942-34-4163 39-1822	09437-3-1909 携帯 090-2588-3777 熊谷事務長
	小郡三井医師会 事務局	0942-72-5534 73-1559	0942-72-2236(嶋田病院) 嶋田救急担当理事
	大川三潞医師会 事務局	0944-87-2611 89-1017	0942-62-3100 池田救急担当理事
	浮羽郡医師会 事務局	09437-5-3379 5-3490	09437-6-5166 澁江救急担当理事
医 薬 品 関 係	福岡県医薬品卸業協会 筑後ブロック 株式会社アトル	0942-45-8451 45-8444	0942-45-8451 FAX 45-8444 警備会社 セコム
県 庁	保健福祉部 企画課企画係	092-651-4101 622-0903	0942-651-4101 FAX 622-0903

	組 織 名	電話番号 F A X 番号	平日夜間・日祝日連絡先
歯 科 医 師 会	久留米歯科医師会 事務局	0942-32-7063 32-7052	0942-32-7063 FAX 32-7052 管理者
	小郡三井歯科医師会 事務局	0942-72-8770 72-8776	0942-75-3801 FAX 75-3801 井上会長宅
	浮羽郡歯科医師会 事務局	09437-5-4563 5-4938	09437-3-3020 FAX 3-3993 古賀会長宅
	大川三潯歯科医師会 事務局	0944-33-2215 33-2231	0944-32-1465 FAX 33-1565 藤丸会長宅
薬剤師会	久留米三井薬剤師会 事務局	0942-44-0330 44-0333	0942-72-0188 FAX 72-0188 携帯 090-3326-5657 黒木事務長宅
	浮羽薬剤師会	09437-5-2073 5-2073	09437-5-2073 FAX 5-2073 江島会長宅
	大川薬剤師会	0942-65-1210 65-1210	0944-87-0576 添島会長宅
市 町	久留米市 保健医療課	0942-30-9033 30-9752	0942-30-9000 市役所常直
	大川市 健康課健康衛生係	0944-86-8450 86-8464	0944-87-2101 FAX 88-1776 市役所管理人
	小郡市 健康課健康推進係	0942-72-2111 73-4466	0942-72-2111 FAX 73-4466 市当直室
	吉井町 健康福祉課健康対策係	09437-5-3111 5-5509	09437-5-3111 FAX 5-5509
	田主丸町 健康課健康対策係	09437-2-2111 2-3819	09437-2-2111 FAX 2-3819
	浮羽町 健康福祉課健康係	09437-7-2111 7-7820	09437-7-2111 FAX 7-7820
	北野町 健康課健康対策係	0942-78-3551 78-6482	0942-78-3551 FAX 78-6482
	大刀洗町 健康福祉課保健衛生係	0942-77-2266 77-2205	0942-77-0101 FAX 77-3063
	城島町 福祉課予防係	0942-62-2111 62-3732	0942-62-2111 FAX 62-3732
	大木町 健康福祉課健康づくり係	0944-33-2013 33-2016	0944-32-1013 FAX 32-1054
	三潯町 保健福祉課保健予防係	0942-64-2311 65-0957	0942-64-2311 FAX 65-0957 宿直

久留米地区健康危機管理マニュアル

1 定義

健康危機管理とは、感染症、食中毒、医薬品、毒物劇物、飲料水、その他何らかの原因により生じる県民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関するものをいう。

なお、このマニュアルは、発生原因が不明な場合、及び久留米保健所内の複数課の所管に属する事件の場合に適用する。

2 体制の整備

県民の健康被害に即応するため、危機管理全般（初動体制、医療体制、検査体制、連携体制）に渡る総合的な関係機関の連絡体制の整備を図るものとする。

3 発生原因等の想定

発生原因が想定される場合については、下記の各事例別のマニュアルにより対応する。

- (1) 感染症が疑われる場合。「福岡県感染症マニュアル」
- (2) 食中毒が疑われる場合。「福岡県食中毒対策要綱」
- (3) 飲料水による健康被害が疑われる場合。「飲料水健康危機管理対策マニュアル」
- (4) 医薬品等による健康被害が疑われる場合。
- (5) 毒物劇物による健康被害が疑われる場合「毒物劇物関係健康危機管理マニュアル」
- (6) 生物、有害物質等による健康被害が疑われる場合。
- (7) その他原因不明の健康被害がある場合。

4 関係機関

- (1) 福岡県久留米保健所、浮羽支所、三潴支所
- (2) 久留米警察署、小郡警察署、吉井警察署、城島警察署、大川警察署
- (3) 久留米市消防本部、大川市消防本部、三井消防署、浮羽消防署、三潴消防署
- (4) 久留米大学高度救命救急センター
- (5) 久留米医師会、大川三潴医師会、小郡三井医師会、浮羽郡医師会
- (6) 久留米歯科医師会、大川三潴歯科医師会、小郡三井歯科医師会、浮羽郡歯科医師会
- (7) 久留米三井薬剤師会、浮羽薬剤師会、大川薬剤師会
- (8) 福岡県医薬品卸業協会
- (9) 医療機関
- (10) 久留米市、大川市、小郡市、吉井町、田主丸町、浮羽町、北野町、大刀洗町、城島町、大木町、三潴町
- (11) 福岡県庁、福岡県警察本部、福岡県健康危機管理連絡会議

5 緊急連絡網の整備（緊急時連絡用マニュアル）

別紙のとおり

6 関係機関の連携

- (1) 健康被害に関する情報を探知した関係機関は、当該情報に伴う対応が想定される他の関係機関に対し、速やかに電話連絡するとともに、健康被害発生連絡表（様式1-1、1-2）に必要事項を記入し、ファクシミリにより伝達するものとする。
- (2) 連絡を受けた関係機関は、必要な情報収集に努めるとともに、相互に情報交換を行うものとする。
- (3) 各関係機関において、健康被害に関する情報についての記者発表等を行った場合は、速やかに他の関係機関に連絡するものとする。

7 会議の開催

平常時は久留米保健所運営協議会救急医療部会（以下、救急医療部会）において健康危機管理問題及びマニュアルの整備等の協議を行うものとする。

但し、地域住民の健康危機が発生し、または発生の恐れのある場合、久留米保健所長は、必要に応じて、発生原因等の状況に応じた関係機関等から「健康危機管理に関する連絡会議」を召集することができる。会議では次の事項を協議、決定する。

- (1) 関係機関の連絡体制の確認（連絡網・連絡窓口・連絡方法）
- (2) 検査・治療体制及び患者の受入可能状況等の対応
- (3) マスコミ対応方針等の確認
- (4) 他の関係機関への協力要請
 - ・他の保健所、県関係機関
 - ・管外の救急医療機関
 - ・その他の専門機関
- (5) その他、必要な事項

8 庶務

健康危機管理の庶務は、福岡県久留米保健所総務企画課企画指導係が行うものとする。

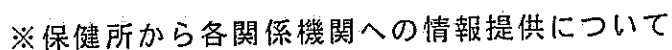
附則

このマニュアルは、平成11年 3月16日から施行する。

一部改正、平成13年12月21日。

1 連絡網（情報の流れ）

1 連絡網（情報の流れ）



隣接の保健所管轄区域や他県に拡大するおそれがある場合は、県庁を通じて情報提供を行う。

2 連絡を要する場合

- (1) 患者が集団で発生した場合（時間的・空間的）
- (2) 患者が特異的な症状を呈する場合
- (3) 特定の場所において患者が発生した場合
・ 幼稚園・保育園、学校、福祉施設（高齢者・障害児者）、病院等
- (4) 犯罪性が疑われる場合
- (5) 原因が判明した場合
- (6) 治療法が判明した場合
- (7) その他、連絡が必要と判断される場合

3 連絡内容

- (1) 発生場所（住所、電話等）
- (2) 発生時間
- (3) 患者の症状、特異的な症状の有無
- (4) 患者数
- (5) 搬送先の医療機関（住所、電話等）
- (6) 検査の状況（検体の確保及び検査内容等）
- (7) 発生時間の前後に他の地域において類似症例が発生していないかどうか
- (8) その他、必要な事項

4 連絡方法

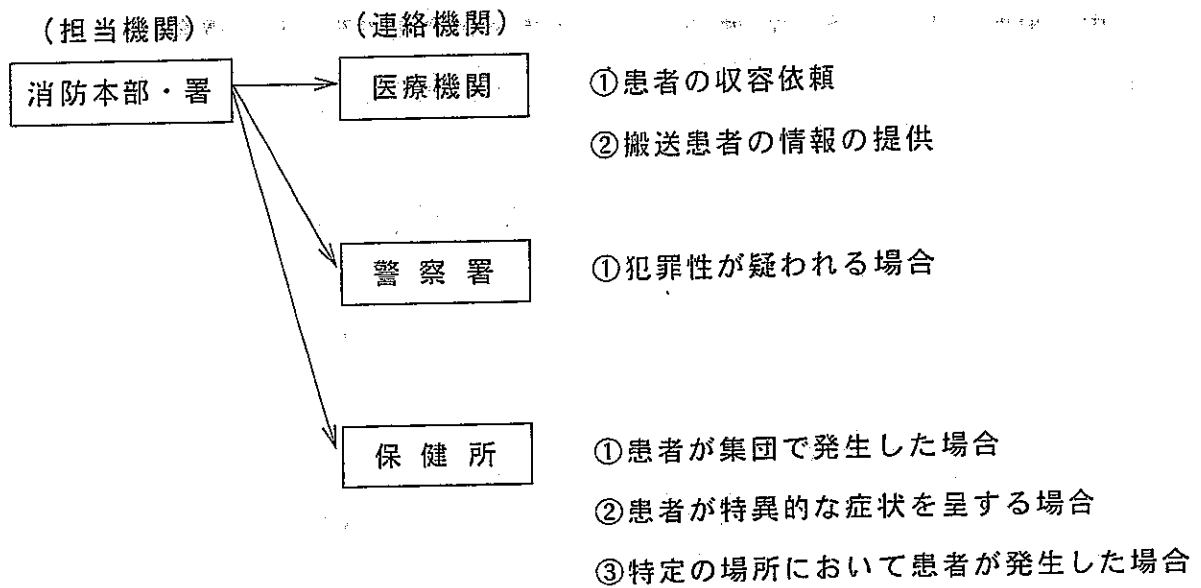
- (1) まず電話で簡潔に要領よく連絡する。
- (2) 健康被害発生連絡票（様式第1号-1、第1号-2）により、ファクシミリで連絡する。

5 検体の確保

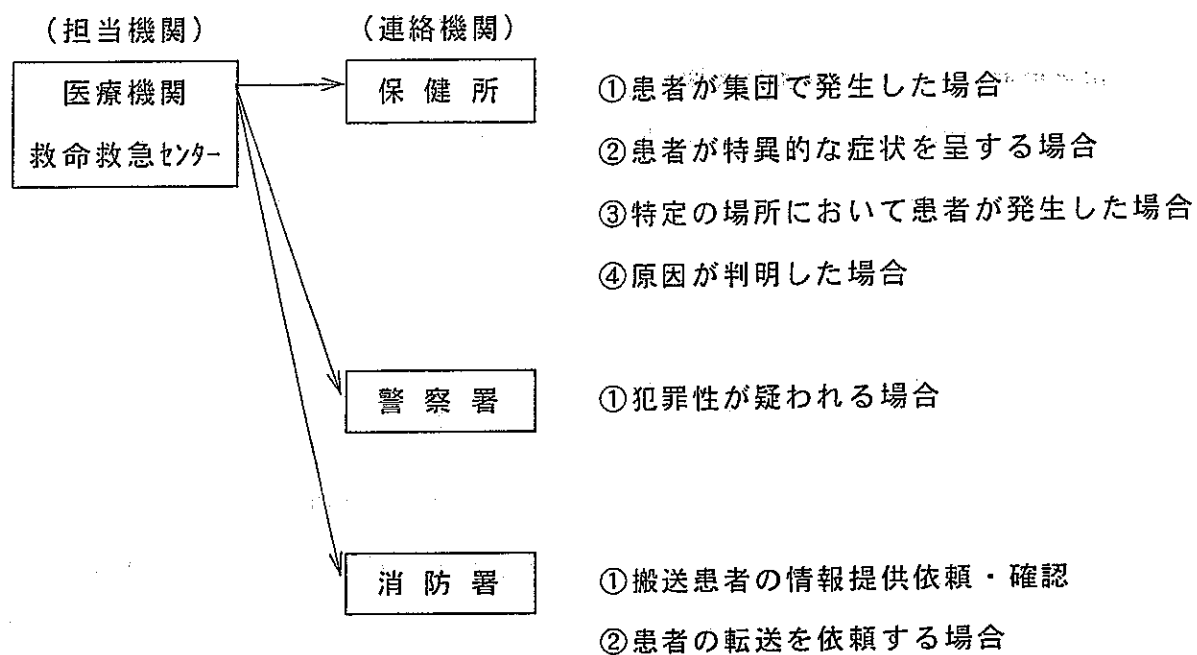
現場に向かった警察署・保健所職員は、検体（食品の残り、吐物、便、血液の付着した物、その他）が得られた場合はこれを確保しておくこと。また、確保が必要であると判断したときは患者収容先の医療機関等へ直ちに連絡し確保を依頼すること。

6 各機関別の連絡を要する場合の想定

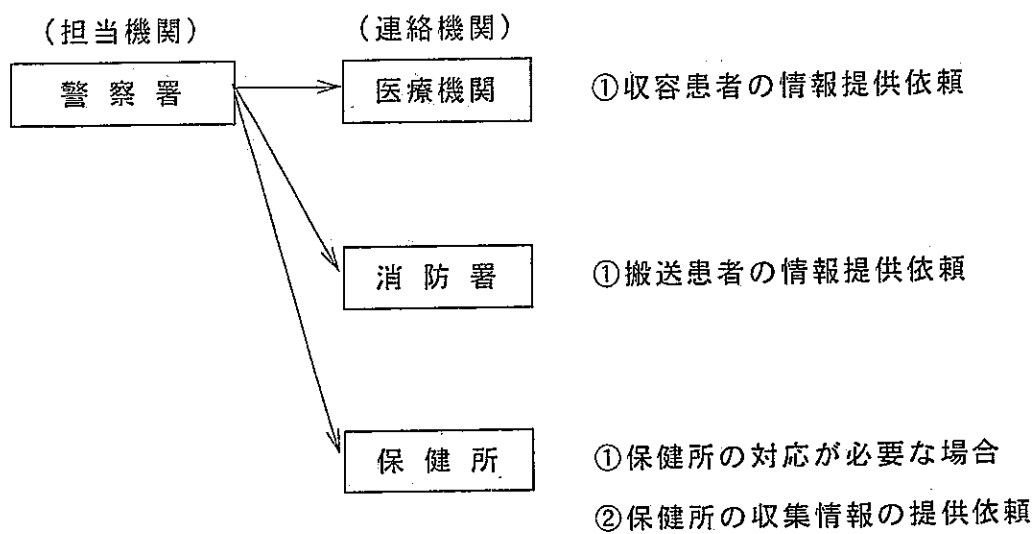
(1) 消防本部・署



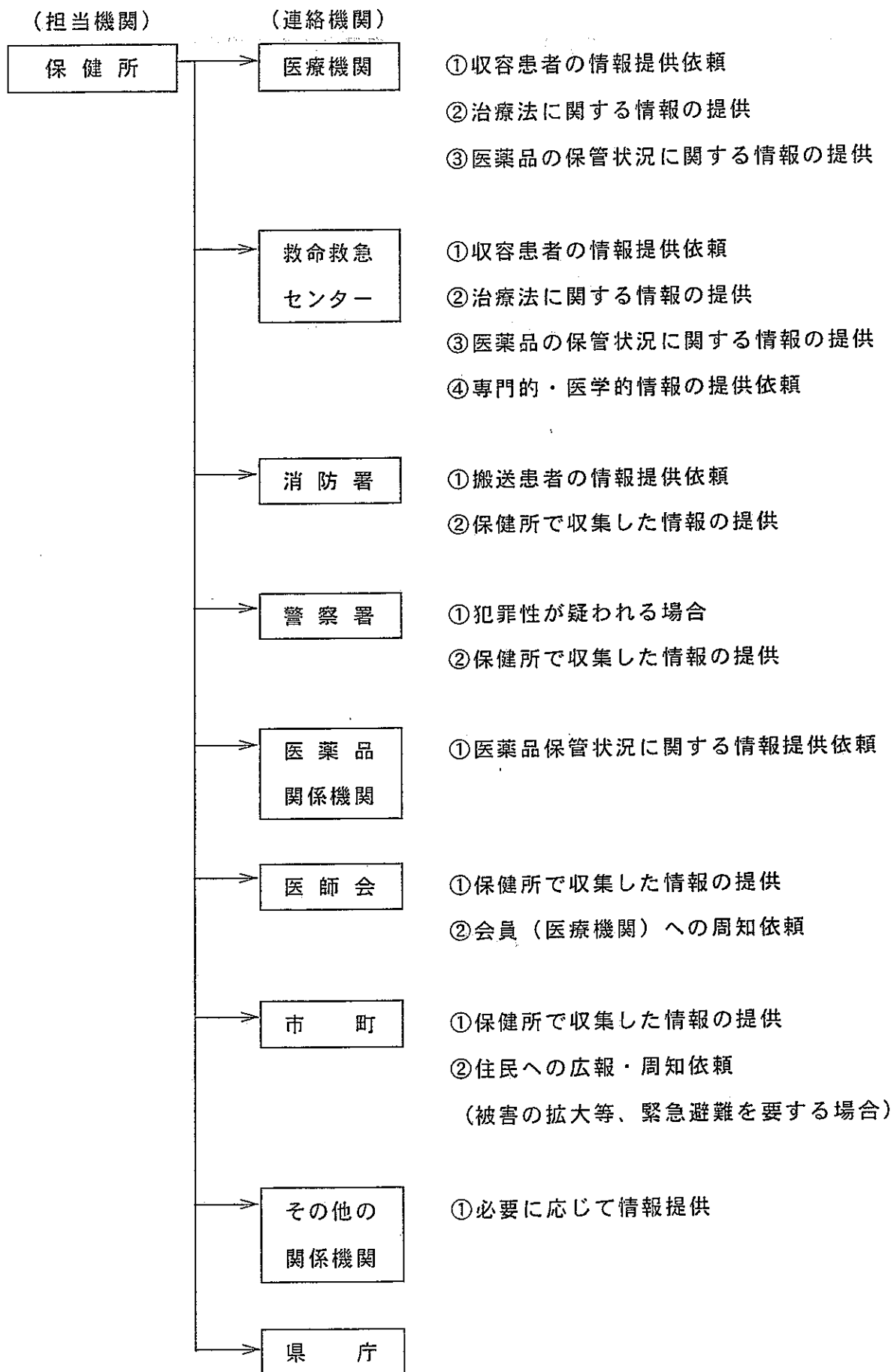
(2) 医療機関



(3) 警察署



(4) 保健所



健康被害発生連絡票 (1枚目)

報告者: 所属

氏名

TEL

FAX

報告日時: 平成 年 月 日 (曜日)

午前・午後

時

分

発生場所 (住所、TEL等)			
発生時間	月 日	午前・午後	時 分
患者の症状 (特徴的な症状等)			
患者数	月 日	午前・午後	時 分現在 名
患者搬送先 (病院名、住所、TEL等)			
他の地域での類似症例 (有の場合は発生場所、 患者搬送先等)	無・有	発生場所	
		搬送先	
検 査 体 (有の場合は種類、検査 状況等)	無・有	種 類	食物残渣・吐物・便・尿・血液・その他()
		検査機関	保健所・保環研・科捜研・その他()
		検査内容 検査結果	
連絡状況 (連絡済み・予定の関係 機関を○で囲むこと)	久留米警察署、小郡警察署、吉井警察署、城島警察署、大川警察署、県警本部 久留米市消防本部、大川市消防本部、三井消防署、浮羽消防署、三潴消防署 久留米医師会、小郡三井医師会、浮羽郡医師会、大川三潴医師会 久留米保健所、浮羽支所、三潴支所、県庁(保健福祉課、担当課) 久留米大学高度救命救急センター、医薬品卸業協会 久留米市、大川市、小郡市、吉井町、田主丸町、浮羽町、北野町、大刀洗町、 城島町、大木町、三潴町 その他()		
そ の 他			

健康被害発生連絡票（__枚目）

その他の特記事項
（これまでの健康被害および対応の経過など）